

I

基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

少子高齢化の進展、核家族化、世帯・家族規模の縮小は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加という形で現れ、子育て家庭を含めた家族のセーフティーネット機能の縮小につながっているといえます。また、「無縁社会」というメディアの表現に象徴されるように、地域における人と人とのつながりの希薄化や雇用のあり方の変化などにより、地域社会（コミュニティ）において高齢者の所在不明問題や子ども等への虐待など、高齢者等の暮らしや子育てにもさまざまな課題が生じています。このように地域における高齢者や子育て家庭の孤立化に起因した事象が顕在化するなかで、地域で暮らす人々が、お互いに助け合える関係を築き、温もりのある地域社会を実現する「コミュニティ創生」に向けた仕組みづくりが求められています。

そこで、市は「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域における「新たな支え合い（共助）」の仕組みである「地域ケアネットワーク」の推進に取り組んできました。平成22年度までに、井の頭地区、新川中原地区、西部地区及び東部地区の市内4か所で地域ケアネットワークを設立し、それぞれの活動支援を行っています。また、地域福祉活動を推進する担い手として、傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター（注1）などの福祉人財を養成するとともに、その活動を支援しています。

今後は、市内7住区すべてに地域ケアネットワークを設立し、その活動を支援していくことや、災害時に高齢者や障がい者などの安否確認や避難支援を行うための地域サポートシステム（災害時要援護者支援事業）を確立し、支援を行うことが課題です。

（注1）地域福祉ファシリテーター：地域の福祉課題の発見と解決の手法や、地域で新しい交流を広げようとするときに必要な知識を学び、地域の福祉課題解決に向けた地域住民のさまざまな活動が広がるように、黒衣（くろこ）的な役割を担う地域福祉の推進者のことをいいます。

施策の方向

地域においてすべての市民が共に支え合い、地域社会に生きる一員として安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくりをめざし、すべての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力（自助）」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動（共助）」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策（公助）」が相互に連携して推進されることにより、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み（地域ケアネットワークや災害時要援護者支援事業等）の拡充を図るとともに、保健・医療・福祉の連携や福祉人財の養成を進め、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざします。

II

まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
福祉ボランティアの参加者数	18,310人	22,300人	23,500人	24,600人
地域ケアネットワークの設立 住区数	4住区	7住区	充実	充実

支え合う福祉の目安となる指標です。各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする活動状況（延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体やNPO）を把握し、ボランティアや活動団体の自主性を尊重しつつ、「共に生きる社会づくり」をめざすとともに、その仕組みづくりに努めます。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民・福祉団体・福祉施設関係者は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくために、さまざまな課題の解決に向けて、個人やその家族の努力や住民同

士が力を合わせる助け合い、支え合い、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉を推進します。

市の役割

- 市は、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくるとともにその活動を支援します。ま

た、地域福祉活動の担い手となる福祉人財の養成とその活動を支援します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 条例・計画等の策定と推進

(1)	健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進		①健康福祉総合条例の改正の検討
(2)	「健康福祉総合計画2022」の策定と推進	【主要】	①「健康福祉総合計画2022」の策定と推進

2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

(1)	「コミュニティ創生」のあり方に関する研究	【主要】	①コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究と新たな事業の展開の推進 ▶「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照
(2)	「支え合い」の仕組みづくり	【主要】	①地域ケアネットワーク推進事業の全市展開
		【主要】	②災害時要援護者支援事業の推進
		【主要】	③買物環境の整備 ▶「第2部-第4 商業環境の整備」参照
		【推進】	④地域交流、世代間交流の推進
(3)	福祉人財の育成	【主要】	①福祉人財の養成と活動支援
(4)	ボランティア活動の推進	【主要】	①第二分庁舎（ボランティアセンター）の建替え ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		【推進】	②ボランティア活動の推進

3 安心して暮らせる地域づくり

(1)	バリアフリーのまちづくりの推進	【主要】	①バリアフリーのまちづくりの推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
		【推進】	②バリアフリーガイドの充実
			③すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン（注2）の研究と推進
(2)	心のバリアフリーの推進	【推進】	①心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実
			②高齢者・障がい者と市民との交流
(3)	利用しやすい移動手段の確保		①福祉有償運送事業者への支援
			②移動サービス、リフト付きタクシーへの支援

(4)	住宅の整備促進		①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
			②高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

4 福祉を支える環境整備

(1)	保健・福祉施設の拠点整備	主要	①新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備と活用
(2)	利用者の利便性の向上と情報提供の充実	推進	①権利擁護センターみたかの運営の充実
		推進	②福祉総合案内の充実
			③苦情・相談体制の整備
			④わかりやすい情報提供の充実
(3)	サービスの質の向上	推進	①第三者評価事業の推進と支援

5 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1)	市民墓地・市民葬祭場の設置検討		①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
-----	-----------------	--	------------------

6 推進体制の整備

(1)	保健・医療・福祉の連携	主要	①保健・医療・福祉の連携 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
(2)	関係団体等との連携	推進	①関係団体等との連携による施策の充実

（注2）ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことをめざしていたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすものです。

V 主要事業

◆1-(2)-① 「健康福祉総合計画 2022」の策定と推進

「健康福祉総合計画 2022」を策定し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の策定及び改定にあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「健康福祉総合計画 2022」の策定と推進	策定、推進	策定	推進			見直し、推進	

◆2-(2)-① 地域ケアネットワーク推進事業の全市展開

7つのコミュニティ住区において、地域住民、福祉団体、関連機関、ボランティア等が連携して活動する「地域ケアネットワーク」の設立に取り組み、地域ケアネットワーク推進事業の全市展開を進めます。既存の地域ケアネットワークについては、居場所づくりや相談、見守り・支え合い事業など、「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして新たな支え合いの仕組みづくりのための活動の展開を支援します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
地域ケアネットワーク推進事業の全市展開	事業と支援の拡充	支援	1住区	1住区	1住区	充 実	

◆2-(2)-② 災害時要援護者支援事業の推進

「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、災害時において高齢者や障がい者等の安否確認や避難支援等を行うための地域サポートシステムを確立するために、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした（要援護者）本人同意方式による災害時要援護者の情報収集と支援プランの作成などの事業を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
災害時要援護者支援事業の推進	推 進	推 進					

◆2-(3)-① 福祉人財の養成と活動支援

傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等とも連携しながら取り組むとともに、福祉人財の活動を支援します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
福祉人財の養成と活動支援	協働による福祉の人財育成	活 人 財 支 援 成					

◆4-(1)-① 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用

現在の福祉会館、総合保健センター、北野ハピネスセンター（幼児部門）等の保健・福祉施設が新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に移転することに伴い、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供できるよう、今後の活用方法について検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用	機能の充実		の 活 用 方 法 検 討			移 転 機能充実	機能充実

Ⅵ 推進事業

◆2-(2)-④ 地域交流、世代間交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・世代間の交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

◆2-(4)-② ボランティア活動の推進

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会（ボランティアセンター）やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図るとともに、寄付文化の醸成に努めます。

◆3-(1)-② バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置などのバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを毎年度見直し、充実を図ります。

◆3-(2)-① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、障がい当事者等と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

◆4-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

◆4-(2)-② 福祉総合案内の充実

福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉、保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

◆4-(3)-① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

◆6-(2)-① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や、民生・児童委員をはじめ、NPOやボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的にはほのぼのネット活動（小地域福祉ネットワーク活動）等との連携を強化することにより、福祉施策の充実を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

健康福祉総合計画 2022

地域ケアネットワーク・井の頭
赤ちゃんの応急救護講習会



I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

少子高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢世帯や高齢者のみの世帯が増えるとともに、元気な高齢者の割合も増加傾向にあります。市内の高齢者の割合は、平成22（2010）年には19.2%となっていますが、平成37（2025）年には23.6%に上昇すると予測されています。こうした状況の中、市では、「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域で見守り支え合う（共助）仕組みづくりである地域ケアネットワークの拡充を推進するとともに、元気な高齢者が自らの経験を活かせる社会参加の場の提供や民間資源を活用した地域人財の育成などに努めてきました。一方、認知症高齢者も増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが求められています。

また、介護保険制度は、平成17年10月の大幅な改正を経て、地域包括支援センター（注1）を核とした地域ケアサポート体制の充実を図るとともに、予防給付・介護予防への取り組み、相談体制の充実・強化、高齢者の権利擁護・虐待防止の推進などに取り組んでいます。しかし、要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護サービスに必要な費用も増加していることから、介護保険制度の安定的な運用が課題です。

（注1）地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のことです。

施策の方向

団塊の世代が高齢者となる平成24年以降は、高齢者数と要介護認定者数のさらなる増加が見込まれています。高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう、元気な高齢者が参加できる社会活動の場の提供に努めるとともに、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者への見守り活動などの生活支援サービスの拡充や、介護と医療の連携、成年後見制度の推進など、地域社会で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、要支援・要介護者数の増加とともに、介護サービス費用の増加も見込まれています。介護予防事業の推進や介護事業者への指導など給付の適正化に努めるとともに、介護保険制度の改正に適切に対応し、介護保険事業の円滑な実施に取り組めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,034人	2,400人	2,700人	3,000人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT（情報通信技術）等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
介護予防事業への参加者数	1,360人	1,450人	1,550人	1,650人

介護予防事業への参加状況を示す指標です。一人でも多くの元気な高齢者を増やすことをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
認知症サポーターの養成者数	1,950人	4,000人	5,500人	7,000人

認知症高齢者を地域で支える担い手の養成を示す指標です。認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけることをめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 町会・自治会、民生・児童委員やボランティア団体などは、一人暮らしの高齢者などへの生活支援（見守り活動・配食サービスなど）の推進に努めます。
- 地域包括支援センターは、地域を拠点とした地域包括ケアを推進します。
- 医療機関、国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者は、介護給付の適正化に向けて、市との連携強化を図ります。

市の役割

- 市は、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 市は、給付の適正化に向けた取り組みを進めるとともに、負担と給付のバランス等を考慮しながら健全な財政運営に努めます。
- 市は、地域密着型サービス体制の整備を図ります。
- 市は、介護予防事業を推進するとともに、元気な高齢者の社会参加活動を推進します。
- 市は、一人暮らしの高齢者等の見守り活動や、介護と医療の連携を進め、権利擁護の拡充を図ります。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)	「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	【主要】	①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
(2)	「健康福祉総合計画2022」の策定と推進	【主要】	①「健康福祉総合計画2022」の策定と推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(3)	「介護保険事業計画」の策定と推進	【主要】	①「介護保険事業計画」の策定と推進

2 社会参加の促進

(1)	高齢者の就業支援	【推進】	①高齢者就業支援事業の推進 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
(2)	生きがい活動の充実	【主要】	①生きがい活動の支援・充実
		【推進】	②生涯学習、市民スポーツ活動の推進 ▶「第7部-第1-1 生涯学習の推進」「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照

3 安全安心の生活の確保

(1)	長寿社会を支える環境の整備	【主要】	①バリアフリーのまちづくりの推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
		【推進】	②心のバリアフリーの推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			③多様な住まいの誘導・促進

(2)	在宅生活の支援・推進	推進	①介護予防事業の推進 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
		推進	②家庭介護者への支援
			③自立生活支援サービスの充実
			④在宅療養の推進

4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

(1)	「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	主要	①地域ケアネットワーク推進事業の全市展開 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	②災害時要援護者支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	③買物環境の整備 ▶「第2部-第4 商業環境の整備」参照
		推進	④地域交流・世代間交流の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(2)	地域を拠点としたまちづくりの推進	主要	①地域における身近な総合相談窓口の整備と充実
		主要	②地域資源の連携強化
		主要	③福祉人材の養成と活動支援 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			④NPO・ボランティア団体等への支援・連携

5 権利擁護の推進

(1)	認知症高齢者の支援	主要	①認知症予防・早期発見の推進
		主要	②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実
			③認知症高齢者を抱える家族への支援
(2)	高齢者の権利擁護の推進	推進	①権利擁護センターみたかの運営の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	②成年後見制度の推進
		推進	③高齢者虐待防止の充実
			④高齢者の消費者被害防止体制の充実 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照

6 介護保険制度の円滑な運営

(1)	介護保険事業の円滑な運営	推進	①介護保険事業の円滑な運営
		推進	②介護・福祉ニーズの適切な把握
		推進	③給付適正化の推進
			④要介護認定の公平性の確保
			⑤適正な保険料の設定
(2)	サービス基盤の整備・充実	推進	①地域密着型サービスの充実
		推進	②介護老人保健施設等の整備・促進
			③24時間対応サービスの整備
(3)	介護保険サービスの質の確保	推進	①第三者評価事業の推進と支援 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	②事業者情報の提供・公開の促進
			③介護保険事業者連絡協議会の支援及び連携
			④介護人材確保等の支援
(4)	介護保険制度の改善		①介護保険制度の改善要請

7 推進体制の整備

(1)	関係機関等との連携	主要	①保健・医療・福祉の連携 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
		推進	②福祉総合案内の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	③関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

V 主要事業

◆1-(1)-① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

◆1-(3)-① 「介護保険事業計画」の策定と推進

高齢者の方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

また、介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の高齢者や高齢者を取り巻く状況の中長期的な見通し等を視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「介護保険事業計画」 の策定と推進	介護保険事業の円滑 な実施	評価・ 策定	推 進		評価・ 策定	3年ごとに計画を 策定、推進	

◆2-(2)-① 生きがい活動の支援・充実

高齢者が、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者がそれまでに培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体とのマッチング推進事業（通称：三鷹いきいきプラス）の充実を図ります。また、健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、他機関と連携して就業の場の開拓や情報の提供を行い、高齢者の生活支援とともに、生きがい活動に対する支援を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
生きがい活動の支援・ 充実	マッチング推進事業 の推進	会員 数の 拡大				推 進	

◆4-(2)-① 地域における身近な総合相談窓口の整備と充実

◆4-(2)-② 地域資源の連携強化

長寿社会において、高齢者がいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、地域ケアネットワークの推進、地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。また、民生・児童委員やほのぼのネット員（注2）、町会・自治会、関係機関・団体などによる地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるよう、活動支援の充実を図ります。

（注2）ほのぼのネット：住み慣れた家、住み慣れた地域（場所）で暮らしている高齢者、障がい児・者、児童や日常生活でお困りの方々が、安心してより快適に暮らせるように、同じ地域に住む住民が「ほのぼのネット員」となって“住みよいまちづくり”を進めるボランティア活動のことです。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
地域における身近な総合相談窓口の整備と充実	民生・児童委員、町会・自治会等地域資源との連携強化	充 実					

◆5-(1)-① 認知症予防・早期発見の推進

◆5-(1)-② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症高齢者への市民の理解を深め、地域で支える仕組みづくりとして認知症サポーター等を養成します。また、認知症予防からサービス体制の一層の充実を図るため、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」の取り組みを推進し、行政・医療・介護関係者による連携体制を整備します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
認知症高齢者を支えるサービス体制の充実	三鷹・武蔵野認知症連携の充実	本 格 運 用 開 始	推 進				

VI 推進事業

◆3-(2)-② 家庭介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、家族介護者交流事業等の充実を図ります。また、社会福祉協議会等との協働により、男性介護者に対するレスパイトケア（注3）のあり方などについて研究します。

（注3）レスパイトケア：高齢者を持つ家族等を一時的に、その介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助（例：介護者の派遣や短期入所、緊急保護等）をすることです。

◆5-(2)-② 成年後見制度の推進

認知症や精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと連携し、成年後見制度の推進を図るとともに、地域で支える仕組みとして市民後見人の養成を充実します。また、所得による利用格差を是正するよう後見報酬助成を実施します。

◆5-(2)-③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待に対する啓発活動を推進します。民生・児童委員など地域との連携強化により、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けている高齢者の安全を確保するため、緊急保護体制の強化を図ります。また、高齢者総合調整会議等を活用し、医師、弁護士など専門家の意見等を反映させるとともに、地域包括支援センター職員への研修、事例検討会を実施するなど資質の向上を図ります。

◆6-(1)-① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

◆6-(1)-② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実や、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、引き続き高齢者の実態調査を実施し、ニーズの適切な把握に努めます。

◆6-(1)-③ 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメント（注4）により必要とするサービスを見極め、事業者が適正なサービスを提供することを促すため、介護給付適正化に取り組みます。なお、取り組みにあたっては、「東京都第2期介護給付適正化計画」との調整・連携を図りながら進めます。

（注4） ケアマネジメント：福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

◆6-(2)-① 地域密着型サービスの充実

認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように地域密着型サービスの充実を図るとともに、未整備地域を中心とした基盤整備を順次進めます。

◆6-(2)-② 介護老人保健施設等の整備・促進

要介護者の在宅支援を目的とした介護老人保健施設の整備促進と連携を図るとともに、その他の介護サービス基盤の整備についても検討します。

◆6-(3)-② 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービス事業者ガイドやサービスの空き情報等に関する最新情報をホームページに掲載するなど、介護サービス事業者の情報提供を行います。

◆7-(1)-③ 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センター等の関係団体や、民生・児童委員をはじめ、NPOやボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体等との連携を強化することにより、福祉施策の充実を図ります。

Ⅵ 関連個別計画

- 健康福祉総合計画 2022
- 高齢者計画・第五期介護保険事業計画



介護予防教室

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、身体・知的・精神の障がいサービスを一体化しながら地域を基盤として自立支援や生活サポートを進める方向性が示されました。しかし、利用者負担のあり方や障がい程度区分によるサービス水準のあり方などの課題等も指摘されていることから、国では障がい者制度改革推進会議が平成22年1月に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者制度の抜本的改革に向けた検討が重ねられました。その後、平成23年6月に障害者虐待防止法が、7月には改正障害者基本法が成立し、市町村は共生社会の実現のための施策等を行うこととされました。市民に最も身近な基礎自治体として、市は国の制度改革の動向を注視しながら適切な対応を進めていくことが求められています。

これらの国の動向等を踏まえ、市では「障がい福祉計画」を策定し、計画の推進と障がい者の自立支援を後押しする地域のネットワーク構築を目的とした「障がい者地域自立支援協議会」を設置しました。また、障がい福祉サービスの円滑な運営と水準の維持を図るため、就労支援施設等への支援や、就労支援センターの設置、就労支援施設等で働く障がい者の工賃確保や勤労意欲向上のための取り組み等を進めています。

一方、市内の障がい者数は引き続き増加傾向にあります。障がいの多様化・重度化・高齢化などに伴う多様なニーズへのきめ細やかな対応が求められるとともに、災害時等における障がい者の安全安心の確保や、当事者ニーズに基づいたサービス提供体制構築等が課題です。

施策の方向

障がい者が人権を尊重され、住み慣れた地域において個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりをめざします。障がい者の自立支援施策を基礎に、障がい者の主体的な活動を保障するバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、障がい者制度改革の動向を注視しながら、障がい当事者の視点に立ったサービスを提供します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
障害福祉サービスの受給者証 発行数	951人	1,150人	増加	増加
障害福祉サービスの利用率 (利用者数／発行数)	86%	90%	増加	増加

障害福祉サービスの利用状況を示す指標です。障がい者の自立支援を推進するため、相談支援の充実等によりニーズに応じた的確なサービスの提供を行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市内グループホーム・ケア ホームの入居定員	103人	130人	増加	増加

障がい者の地域生活の受け入れ体制を示す指標です。市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム・ケアホーム（注1）の入居定員の拡充を図ります。

(注1) 障がい者グループホーム・ケアホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、入浴や食事、トイレ等の介護や、相談などの援助を行います。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、障害者基本法の基本原則に従い、だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めます。
- 事業者は、障がいを理由とした差別の禁止や、障がい者雇用の推進、福祉のまちづくりの推進に努めます。
- 関係団体等は、障がい者地域自立支援協議会等を中心とした、保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。

市の役割

- 市は、施設入所者や長期入院障がい者の地域移行を進めるため、地域生活の受け皿となるグループホーム、ケアホームの整備を支援し、入居定員の拡充を図ります。
- 市は、障がい者の自立生活支援に向けた関係機関との連携を強化します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画の策定と推進

(1)	計画の策定と推進	【主要】	①「健康福祉総合計画2022」の策定と推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		【主要】	②「障がい福祉計画」の策定と推進

2 障がい者を支える環境づくり

(1)	障がい者の権利保障	【推進】	①差別禁止・虐待防止の取り組み
		【推進】	②権利擁護センターみたかの運営の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			③障害者権利条約批准を見据えた取り組み
(2)	「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	【主要】	①地域ケアネットワーク推進事業の全市展開 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		【主要】	②災害時要援護者支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(3)	バリアフリーのまちづくり	【主要】	①バリアフリーのまちづくりの推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
		【推進】	②心のバリアフリーの推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			③情報バリアフリーの推進

3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

(1)	わかりやすい情報提供	【推進】	①わかりやすい情報提供の充実
			②ライフステージに応じた支援内容の周知
(2)	相談機能の充実	【推進】	①相談支援体制の強化と相談機能の充実
		【推進】	②障がい者ケアマネジメント体制の推進
(3)	サービス利用者への支援		①福祉サービス利用援助事業の推進
			②サービス更新(変更)時におけるアセスメント(評価)の推進

4 社会参加と交流の推進

(1)	障がい者の社会参加の促進		①社会参加の条件整備
			②利用しやすい移動手段の確保
(2)	障がい者の就労の推進	推進	①就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの充実
		推進	②障がい者就労支援施設の運営支援
			③企業就労の推進
			④福祉的就労の充実
			⑤職場定着支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
(3)	交流の推進		①支え合う意識づくり
			②福祉教育の推進

5 地域における自立生活の支援

(1)	障害者自立支援法の適切な運営と障がい者制度改革への対応	推進	①障がい者自立支援事業の推進
		推進	②抜本的な障がい者制度改革への対応
(2)	障がい者（児）の自立生活支援	主要	①北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討
		推進	②家族支援の充実
		推進	③発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
			④地域生活支援の充実
			⑤高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			⑥精神障がい者施設の充実
			⑦高齢障がい者への支援
(3)	障がい児の生活支援	主要	①北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充
		推進	②早期療育支援のための各関係機関の連携
		推進	③発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実
			④放課後支援の充実
			⑤将来を見通した支援

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

(1)	施設整備の推進	主要	①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			②障がい者福祉施設等の検討
(2)	障がい者福祉施設の充実	推進	①障がい者グループホーム等の設置の支援
			②民間障がい者施設への支援
(3)	サービスの質と人材の確保	推進	①障がい者を地域で支える担い手の確保
		推進	②第三者評価事業の推進と支援 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			③居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

7 推進体制の整備

(1)	計画の推進体制	推進	①障がい者地域自立支援協議会の運営の推進
			②バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実
(2)	関係機関との連携	推進	①保健・医療・福祉・教育の連携
		推進	②福祉総合案内の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			③関係団体との連携による施策の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照

V 主要事業

◆1-(1)-② 「障がい福祉計画」の策定と推進

「高齢者・障がい者実態調査（生活ニーズ調査）」などの結果を踏まえ、「障がい福祉計画」を策定し、障がい者に関する施策を推進します。計画の策定にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「障がい福祉計画」の策定と推進	障がい福祉施策の推進	評価・策定	推進		評価・策定	3年ごとに計画策定、推進	

◆5-(2)-① 北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討

障がい者とその家族をはじめとする市民ニーズの把握に努めるとともに、市内における福祉サービスの供給状況を勘案しつつ、今後の北野ハピネスセンター成人部門の施設や運営のあり方を検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討	北野ハピネスセンター成人部門への適切な対応	検討				幼児部門移転に伴う対応	

◆5-(3)-① 北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充

現在北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育、指導、訓練等の機能を新川防災公園・多機能複合施設（仮称）へ移転し、地域の中核的な療育支援施設として整備します。同一施設内に集約される総合保健センターと連携することにより、発見・相談・療育のワンストップサービス（注2）に取り組みます。（注2）ワンストップサービス：必要なサービス、手続きなどを1か所で済ませることができる仕組みのことです。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充	地域の中核的な療育支援施設として整備・機能拡充	拡充検討				移転機能拡充	充 実

VI 推進事業

◆2-(1)-① 差別禁止・虐待防止の取り組み

障害者制度改革推進会議での議論や国の制度改革の動向を踏まえ、差別禁止・虐待防止の取り組みを進めます。また、障がい者の虐待防止に関しては、障害者虐待防止法に基づき、基礎自治体として適切な対応が求められるため、「虐待防止センター」機能について検討し、「改正障害者基本法」が定める差別の禁止について普及啓発を図ります。

◆3-(1)-① わかりやすい情報提供の充実

多様な情報の提供に対する障がい者やその家族からの要望は強く、今後とも必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT（情報通信技術）の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進するとともに、利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい福祉サービス等の情報提供に努めます。

◆3-(2)-① 相談支援体制の強化と相談機能の充実

新たに障害者自立支援法に示された基幹相談支援センターのあり方の検討を行うとともに、指定相談支援事業等の拡充をはじめとした、さまざまな相談支援体制の強化・連携を図ります。また、ICTを活用し、さまざまな障がいに対応できるような情報提供と相談体制の充実を図ります。

◆3-(2)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、ケアプラン等を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント（注3）体制の整備を検討します。

（注3）ケアマネジメント：福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

◆4-(2)-① 就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの充実

◆4-(2)-② 障がい者就労支援施設の運営支援

障がい者の雇用・就労、自立を支援するために、障がい者就労支援センター「かけはし」を中心に、ハローワークとの連携のもと民間企業・事業所等を含めた雇用の場と福祉等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築し、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者就労支援施設等で働く障がい者の工賃確保及び勤労意欲の向上のため、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、職業訓練・就労訓練等の支援事業に取り組みます。

◆5-(1)-① 障がい者自立支援事業の推進

◆5-(1)-② 抜本的な障がい者制度改革への対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活できるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者の地域移行や退院促進、就労支援等をはじめとした、障がい者自立支援事業を推進し、生活や活動の場の整備及び支援システムの整備を推進します。

また、地域における自立生活支援や障がい者の権利擁護事業の充実など、平成22年12月に改正された障害者自立支援法の適切な運営を図ります。障害者総合福祉法（仮称）の検討状況や障害者権利条約の批准等、国の動向を注視しながら、新たな制度への適切な対応に努めます。

◆5-(2)-② 家族支援の充実

介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合に利用できる、重度身体障がい者（児）ショートステイ事業や福祉訪問員等派遣事業の継続実施、また家族支援の視点からの相談機能の充実を図ります。

障がい及び発達課題のある子どもの家庭支援を行うとともに、一時保育事業の拡充や、地域の子育て支援策における障がい児の家庭支援が可能となるよう、関係機関と連携を図ります。

◆5-(2)-③ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

自閉症などの発達障がいを有する在宅の障がい者と家族に対する支援が新たな課題となっているため、各ライフステージ（注4）に応じた相談支援が適切に行えるよう、各相談機関の機能の充実に努めるとともに、専門相談機関との連携の強化を図ります。

また、既存の障害福祉サービスでは支援の対象となりにくい高次脳機能障がい者、難病患者等で、地域で自立生活を営む上で、何らかの支援が必要とされる障がい者等に対して、相談支援、サービス提供、市民理解・啓発を進めます。

（注4）ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のことです。

◆5-(3)-② 早期療育支援のための各関係機関の連携

発達に課題があると思われる子どもや、精神疾患が疑われる児童・青少年に対して、早期療育あるいは、早期発見、早期介入のシステムの充実に努めます。また、地域における一貫した療育支援やメンタルヘルスの支援体制を、保健・医療・福祉・教育との密な連携により推進します。

各関係機関の連携により、早期に相談につなげることで、適切な療育・治療にすみやかに結び付き、また、就学後の支援についてもスムーズな移行を可能とします。

◆5-(3)-③ 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

発達障がいを主とした療育支援対象児の数は、今後増加することが予測されていることから、専門療育の提供体制の充実に努めます。

◆6-(2)-① 障がい者グループホーム等の設置の支援

障がい者施策のビジョンである「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」の実現のため、市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム、ケアホームの利用定員の拡充を図ります。

障がい者グループホーム設置支援やグループホームの家賃（施設借上費）補助等を継続的に実施し、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

◆6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

障がい者を地域で支える担い手には、ヘルパー等の有資格者と、地域のボランティア等のどちらの人財も必要不可欠です。市では引き続き人財確保のためのヘルパー養成研修等の実施や、地域ケアネットワークの中核となる地域ボランティアの養成に努めます。

◆7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の推進

障害者自立支援法に基づき、「障がい福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討を行うとともに、障がい当事者も含む市民、事業者、関係団体など幅広い分野の委員からなる、障がい者地域自立支援協議会の運営を推進します。

◆7-(2)-① 保健・医療・福祉・教育の連携

医師会、歯科医師会、保健所、教育委員会、福祉部局などの連携・協力により、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業等、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療にも取り組み、福祉サービスとの連携により地域で生活する人々が安心して暮らせるよう努めます。

Ⅵ 関連個別計画

- 健康福祉総合計画 2022
- 障がい福祉計画（第3期）

4 生活支援の充実

I

基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

生活保護制度は昭和25年に生活保護法が制定されて以来、「最後のセーフティーネット」(注1)として機能してきました。現在、厳しい経済・雇用情勢が続く中で、受給世帯は増加傾向にあります。市では職員体制も強化しながら、制度の適正実施に努めています。あわせて市では、平成17年度から国の自立支援プログラムを積極的に導入し、就労支援をはじめ退院促進、健康管理、金銭管理などの支援や社会生活が困難になっている受給世帯の子ども・若者への支援などにも取り組んできました。また、生活保護に至る前の第二のセーフティーネット(注1)である住宅手当緊急特別措置事業など、低所得者・離職者対策事業の継続とさらなる充実が課題です。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査の実施やジェネリック医薬品(注2)の利用促進などによる医療費の適正化や、国民健康保険税の改定などにより、保険財政の健全化を図ってきました。

しかし、国民健康保険の構造的な問題から、その財政は大変厳しい状況です。このような状況の中で、低所得者層に対する負担軽減の拡充と保険財政の健全化が求められています。

平成20年度に創設された後期高齢者医療制度は、その運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受付等をきめ細かく、丁寧な対応に努めてきました。

(注1) セーフティーネット：直訳すると「安全網」ですが、社会保障制度の仕組みを表す用語として使用されています。第一は、年金、雇用などの社会保険、第二のセーフティーネットは、最後のセーフティーネットである生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつける雇用・生活・住宅に関する諸事業のことを指します。

(注2) ジェネリック医薬品：後発医薬品とも言われ、特許が切れ、安価に供給できる医薬品を製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のことを指します。

施策の方向

市民だれもが安心して生活が営めるように、生活保護については、生活に困窮した方が相談しやすい体制にするとともに、制度のより一層の適正化に取り組めます。また、生活保護受給者の自立支援のための体制整備を図り、就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援を充実します。

また、生活保護に至る前の低所得者・離職者対策事業を引き続き推進します。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査・保健指導の実施において「特定健康診査等実施計画」で定める目標達成に努め、ジェネリック医薬品の利用についてもさらに利用促進を図ることで医療費の適正化に努めます。今後、国の動向を見極めつつ、国民健康保険税の収納向上を図るとともに、その負担のあり方について検討し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

なお、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険の広域化を進めるための要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

後期高齢者医療制度は、国で進めている高齢者医療制度改革の動向に注視し、適切な対応を図ります。なお、その間は東京都後期高齢者医療広域連合と連携しながら、丁寧な対応に努めます。

II

まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
就労支援事業による就労者数	55人	70人	70人	70人

生活保護の就労支援プログラムに基づく計画期間中の新規就労者数を示す指標です。自立支援プログラムを拡充することで被保護者の就労による自立助長を図ります。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、生活保護の受給にあたり、資産・能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用します。
- 自立支援プログラムに関係する事業者等は、福祉事務所と連携して被保護者の自立支援に努めます。

市の役割

- 市は、必要な人に必要なサービスが届くように、生活保護制度や低所得者・離職者対策事業の周知を図ります。
- 市は、関係機関と連携し自立支援プログラムに基づき、生活保護受給者の自立支援に努めます。
- 市は、生活保護制度の適正実施に努めます。
- 市は、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、国や東京都に対し財政基盤の拡充・強化や国民健康保険制度の広域化を進めるための要請を行い、制度の改善に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 生活保護

(1)	生活支援の充実	【推進】	①生活保護の適正実施
		【推進】	②生活保護の運用体制の整備
			③相談体制の充実
(2)	自立支援の充実	【主要】	①自立支援プログラムの拡充
			②就労支援の充実

2 生活のセーフティーネット

(1)	生活環境の整備	【主要】	①買物環境の整備 ▶「第2部-第4 商業環境の整備」参照
(2)	生活基盤の支援	【推進】	①社会福祉協議会との連携
		【推進】	②「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施
			③生活資金の融資あっせん ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
			④中国残留邦人等への地域生活支援
(3)	自立支援の促進	【主要】	①就職面接会・就職支援セミナーの開催 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
		【主要】	②子ども・若者支援の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
		【推進】	③高齢者就業支援事業の推進 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
			④ひとり親家庭の自立に向けた支援 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照

3 国民年金

(1)	年金加入の促進		①相談等の充実
(2)	年金制度の改善		①年金制度の充実要請

4 医療保険

(1)	国民健康保険事業の運営		①保険財政の健全化
			②保険税の収納率の向上
			③医療費の適正化
			④特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
(2)	後期高齢者医療制度の適切な対応		①後期高齢者医療制度の適切な対応

5 推進体制の強化

(1)	関係機関等とのネットワーク強化	主要	①相談窓口機能・連携の強化
		主要	②関係機関との連携強化

V 主要事業

◆1-(2)-① 自立支援プログラムの拡充

受給者への総合的、組織的な対応を図るため、平成22年度に定めた自立支援プログラム実施要綱に基づき、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、精神障がい者等の社会生活や日常生活の自立支援を、自立支援員（注3）の活用や関係機関との連携により実施します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
自立支援プログラムの拡充	自立支援プログラムに基づく、就労及び社会生活や日常生活の支援の拡充	拡 充					

（注3）自立支援員：生活保護受給者の自立を支援するために配置された就労支援員、退院促進支援員、健康管理支援員などの専門の非常勤職員の総称です。

◆5-(1)-① 相談窓口機能・連携の強化

◆5-(1)-② 関係機関との連携強化

市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策のより一層の周知を図るために、情報を一元化するための窓口の連携強化を図ります。また、就労支援や融資等の公的制度の活用のための窓口機能を充実させます。

さらに、生活困窮者等への支援の拡充へ向け、ハローワーク等関係機関との連携を強化するとともに、国や東京都に対し、支援の継続的実施のための要請をします。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
相談窓口機能・連携の強化	窓口機能・連携の強化	検 討 ・ 強 化					

Ⅵ 推進事業

◆1-(1)-① 生活保護の適正実施

年金・資産調査を行う自立支援員を配置し、収入状況の把握や年金申請の支援を強化するとともに、診療報酬明細書の点検を推進して、医療扶助の適正化を図り、生活保護の適正実施をより一層推進します。

◆1-(1)-② 生活保護の運用体制の整備

生活保護の適正実施及び関係機関との連携を図りながら効果的、総合的に自立を支援するために、運用体制を整備、推進します。

◆2-(2)-① 社会福祉協議会との連携

◆2-(2)-② 「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を救済する制度の周知及び活用を促します。それとともに、離職により住居を喪失または失う恐れのある世帯等への家賃の支給を行い、住居の確保を行いつつ就労機会の確保を図る住宅手当緊急特別措置事業の利用を推進するなど、生活保護に至る前の第二のセーフティーネットの活用を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

●健康福祉総合計画 2022



ウォーキング大会

第5 健康づくりの推進

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

少子長寿化が進む現代社会において、日頃から健康的な生活を営むためには、病気そのものを減らすとともに、生きがいを持って生活できる「健康寿命」を延ばすことが重要です。市民が主体的に自らの健康づくりに取り組むため、市では健康づくり目標を策定し、住民協議会と協働してウォーキング大会等の地域健康づくり事業を実施しています。また、健康の保持増進を図るため、各種健康診査やがん検診等を実施するとともに、疾病の早期発見・早期治療の観点から、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査、特定保健指導を開始しました。さらに、母子保健においては、妊婦健康診査の公費助成を拡大するとともに、育児不安や虐待予防への対応として、親への支援の充実を図っています。

これからも市民一人ひとりの心身が健やかで、肉体的、精神的、社会的に調和のとれた状態、真の健康になることをめざし、保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康づくりを推進することが課題です。

施策の方向

市民一人ひとりが、生涯を通じて「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識を醸成するとともに、地域において市民、行政、関係団体等が協働して取り組んでいくことが大切です。

また、健康づくりにおいては病気にならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージ（注1）に応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。また、母子保健においては、妊娠・出産・育児に関する親の不安の軽減を図り、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むために、関係機関と連携して推進します。

今後は、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に総合保健センターが移転することから、健康づくりの拠点としてその機能を強化するとともに、スポーツ施設等を活用した施策の展開等、市民の「健康寿命」の延伸に向けた取り組みを進めます。

（注1）ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期等と分けた、それぞれの段階のことです。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
健康づくり事業への参加者数	9,998人	10,200人	10,400人	10,600人

健康づくり事業への参加状況を示す指標です。市民の健康の保持増進を推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
健康診査の受診者数	27,505人	28,500人	増加	増加

健康診査の受診状況を示す指標です。健康診査を受診して、生活習慣病の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図ります。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、自分の健康を自分で守ることができるよう、自分の健康の状態を理解することなど、意識の向上を図り、健康に関する望ましい行動ができるよう取り組みます。
- 住民協議会は、住区の市民の健康づくりを推進できる体制づくりに努めます。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、接骨師会、栄養士会、歯科衛生士団体、保健所、地域

- 包括支援センター(注2)等の関係機関は、市民ニーズに合ったサービスを提供できるように努めます。
- 医師会は、所属する医療機関で実施する特定健診・特定保健指導等により、市民の健康づくりに努めます。
- (注2) 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関のことです。

市の役割

- 市は、市民が主体的に自らの健康づくりに取り組むことができるよう、ライフステージに合わせた知識の普及を図ります。
- 市は、各地域の住民協議会や関係機関と連携しながら、地域の環境づくりの整備に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画の策定と推進

(1)	「健康福祉総合計画2022」の策定と推進	【主要】	①「健康福祉総合計画2022」の策定と推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(2)	「特定健康診査等実施計画」の策定と推進	【主要】	①「特定健康診査等実施計画」の策定と推進

2 元気創造拠点の整備・活用

(1)	拠点の整備	【主要】	①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
(2)	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)を活用した多様なサービスの提供	【主要】	①健康づくり拠点としての総合保健センター機能の強化と相談機能の充実
		【主要】	②スポーツ施設と連携した健康づくりに関する事業の充実

3 健康づくりの推進

(1)	地域で進める健康づくり	【推進】	①住民協議会との健康づくり事業の推進
			②市民の手による健康づくりの支援
(2)	身体活動・運動の推進	【推進】	①身体活動・運動に関する知識の普及
			②運動習慣の推進
			③幼児期からの運動習慣づくり
(3)	食に関する健康づくり	【推進】	①食育の推進
			②食に関する知識の普及
			③正しい食習慣行動の推進
(4)	口腔に関する健康づくり	【推進】	①口腔に関する正しい知識の普及
			②歯科保健意識の向上
(5)	こころの健康づくり	【推進】	①こころの健康づくりの推進
			②自殺予防のための啓発、相談

(6)	介護予防の推進	推進	①介護予防事業の推進
			②介護予防に関する普及啓発
			③介護予防に関する相談事業の推進
(7)	女性の健康づくり	推進	①女性の健康づくりに関する普及啓発
			②女性の健康づくり事業の推進

4 疾病予防の推進

(1)	生活習慣病予防事業の推進	推進	①がん予防事業の推進
			②特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進
			③日常における運動・食生活・生活習慣改善の推進
(2)	たばこによる健康影響の防止		①喫煙及び受動喫煙の健康影響に関する普及啓発
			②禁煙希望者の支援

5 母子保健・医療等の推進

(1)	母子保健に関する疾病予防・健康増進事業の推進	推進	①妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施
		推進	②予防接種の実施
			③健康診査受診後の継続的な支援
			④母子保健に関する相談事業の推進
(2)	妊娠・出産・育児に関する家族支援の推進	推進	①妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発と支援
		推進	②「育てにくさ」への支援
		推進	③子どもの虐待予防・早期発見と心のケア ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
(3)	小児夜間診療の実施		①小児初期救急平日準夜間診療の実施

6 健康づくりの推進体制の整備

(1)	健康な地域づくりのための環境整備	主要	①保健・医療・福祉の連携
			②かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進
			③健康づくりのための情報提供の充実
			④関係機関等の連携による施策の充実
(2)	感染症に対する危機管理体制の強化	主要	①新型インフルエンザ対策行動計画に基づく体制の整備
		主要	②非常時における保健・医療関係機関等との連携、協力体制の強化
			③感染症に対する情報収集と適切な情報提供

V 主要事業

◆1-(2)-① 「特定健康診査等実施計画」の策定と推進

生活習慣病の早期発見・早期治療の視点から、特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するとともに、実施率等の向上をめざします。また、次の計画となる「第2期特定健康診査等実施計画（仮称）」を策定します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「特定健康診査等実施計画」の策定と推進	実施率の向上	検証	策定	推進	→	5年ごとに計画策定 実施率の向上	→

◆2-(2)-① 健康づくり拠点としての総合保健センター機能の強化と相談機能の充実

◆2-(2)-② スポーツ施設と連携した健康づくりに関する事業の充実

現在の総合保健センターが新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に移転することを踏まえ、健康づくりの拠点として、その機能を強化します。保健・健康に関する情報について、市民がそれぞれのライフステージに合った正確な情報を適切に活用できるよう、身近で気軽に相談できる総合的な窓口としての機能の充実を図ります。

また、スポーツ施設が同一施設内に整備されることから、スポーツ施設を活用した健康づくり事業の充実を図る等、多様なサービスの提供を検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
健康づくり拠点としての総合保健センター機能の強化と相談機能の充実	機能強化の推進	けた充 た検 に討				移 転 機能充実	充 実

◆6-(1)-① 保健・医療・福祉の連携

市民のニーズに合ったサービスを提供できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、接骨師会、栄養士会、歯科衛生士団体、保健所、地域包括支援センター等が連携しながら市民の健康づくりを推進するとともに、ネットワーク化を進め機能の充実を図ります。

また、福祉サービスを行う事業者、NPO、ボランティア団体等関係機関との連携を進め、保健・医療・福祉に関する施策の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
保健・医療・福祉の連携	連携の推進	推 進				機能の充実	

◆6-(2)-① 新型インフルエンザ対策行動計画に基づく体制の整備

◆6-(2)-② 非常時における保健・医療関係機関等との連携、協力体制の強化

感染症に対する危機管理体制を整備するため、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、感染症に関する事業継続計画を策定します。また、非常時においては、医師会、薬剤師会、東京都等関係機関と連携して対応できるよう、協力体制の強化を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
新型インフルエンザ対策行動計画に基づく体制の整備	感染症に対する危機管理体制の整備	策定 事業 継続 計画	の 整 備 機 関 管 理 体 制			協力体制の強化	

VI 推進事業

◆3-(1)-① 住民協議会との健康づくり事業の推進

いつまでも元気に地域に住み続けられるよう、地域活動の活性化に向け、ウォーキング大会の実施等、住民協議会と連携して地域で行う健康づくり事業を推進します。

◆3-(2)-① 身体活動・運動に関する知識の普及

身体活動を増やしたり運動をはじめめるきっかけづくりや、運動を習慣化するため、運動の必要性や心身への効果、幼児期から高齢期までのライフステージや体調に応じた取り組みやすい身体活動、目標設定の方法等についてわかりやすく市民に周知します。

◆3-(3)-① 食育の推進

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるようにするため、住民協議会、保育園、幼稚園、学校、栄養士会、保健所、商工会等との連携を図り、ライフステージに応じた食育を推進します。

◆3-(4)-① 口腔に関する正しい知識の普及

口と歯の健康づくりと全身の健康づくりの関連性等、歯科医師会、保育園、学校、保健所、歯科衛生士団体等との連携を図りながらライフステージに応じた歯科保健意識の向上を図ります。

◆3-(5)-① こころの健康づくりの推進

こころの健康について、正しい知識を普及するとともに、うつ病をはじめとした精神疾患を予防するため、医療機関、保健所、東京都専門機関、相談支援事業所、民生・児童委員等との連携を図りながら早期に相談できる体制の充実を図ります。

◆3-(6)-① 介護予防事業の推進

高齢者が介護を必要とせずに住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、介護予防の必要性について意識を高めるとともに、生活機能に着目した介護予防事業を実施し、高齢者の健康づくりを推進します。また、身近な相談窓口として、市内7か所の地域包括支援センターの周知を図ります。

◆3-(7)-① 女性の健康づくりに関する普及啓発

女性の生涯を通じた健康づくりを推進するため、健康教育の機会を増やし、普及啓発を図ります。また、女性特有の疾病等の予防のため、健康診査やがん検診の充実に努めます。

◆4-(1)-① がん予防事業の推進

がんの早期発見、早期治療に向け、がん予防施策の一層の強化や、がん検診の質の向上、受診率向上等、がん予防に向けた取り組みを推進します。

◆5-(1)-① 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施

母子の健康を守るため、健康診査の受診率を高めます。また、健診結果に基づく支援を行うとともに、未受診者についてはその把握に努め、地域で孤立することのないよう医療機関、子ども家庭支援センター、保育園、児童館、助産師会、民生・児童委員等とも連携して対応します。

◆5-(1)-② 予防接種の実施

予防接種に関する正しい知識を普及啓発し、接種率の向上を図ります。また、現在は任意接種とされている子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて、国の補助事業を活用しながら接種費用の助成を行います。

◆5-(2)-① 妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発と支援

妊娠届出、妊娠中の講習会等を通して、広く知識の普及を図るとともに、安心して子育てができる環境を整えるため、妊娠前からの母子育児支援を進めます。とくに出産後については、育児不安の軽減、虐待の防止や早期発見のため乳児家庭全戸訪問事業と連携し、新生児訪問指導事業等の充実を図ります。

◆5-(2)-② 「育てにくさ」への支援

発達障がいの有無にかかわらず、親が育てにくいと感じる子どもの発育発達過程や対応方法について、現在の北野ハピネスセンター幼児部門が新川防災公園・多機能複合施設（仮称）に移転することから、相談等の場を活用し、連携しながら安心して子育てできるよう支援します。

Ⅶ 関連個別計画

- 健康福祉総合計画 2022
- 特定健康診査等実施計画